

鳥取県告示第454号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成24年6月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

インターネット上で売却した物品に係る入札保証金及び契約保証金の領収、一時保管及び払戻し並びに売却代金の領収に関する事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県会計管理者会計局会計指導課
課長 中西 紀夫

3 委任期間

平成24年6月11日から平成25年3月31日まで